

手続きの仕方

学習塾等受講料助成事業 ～1万円を上限に半額補助～

①11月末までに
保護者→教育委員会

①申請書（様式第1号）の提出（郵送可）

〒901-2493 中城村字当間585番地1 3F
中城村教育委員会 教育総務課 学校教育係 まで

※添付資料を忘れないようご注意ください

②12月初め頃までに
教育委員会→保護者

②教育委員会から決定通知書の送付

※決定通知書が届きましたら

③12月28日までに
保護者→教育委員会

③請求書の提出（様式は決定通知書と一緒に送付します）

添付資料

- ・学習塾からの領収書（原本）または月謝袋の写し等
※各月の受講料が分かること
- ※入学金、教材費は含めない（通信教育は教材費のみでも可）

- ・1回目×切
12月末日（11月分・12月分）

- ・2回目×切（最終）
3月8日（1月分～3月分）提出期限厳守

- ・助成金は指定月分をまとめて請求していただくようお願いいたします。
※注意 事情により早めの助成を希望される方については1か月分からの請求も
受付いたしますので、教育委員会までご相談下さい。

④審査・助成（指定口座へ振り込み）

振込予定日 1回目：1月末日までに 2回目：3月末日までに

保
護
者

教
育
委
員
会

問合せ先 中城村教育委員会 教育総務課 伊佐、比嘉
TEL:895-3276 FAX:895-6353